

社会福祉法人 輝福社会 役員費用弁償規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、福祉法人 輝福社会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定めることを目的とする。

(業務の種類)

第 2 条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 理事会または評議員会への出席
- (3) 監事による定期または臨時の監査
- (4) 行政機関による監査の立会い
- (5) 役員の研修会及び他の施設の視察業務
- (6) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (7) 意見・要望・苦情・不満を解決するための第三者委員会議への出席
- (8) 意見・要望・苦情・不満を解決するための業務
- (9) その他、評議員長または理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第 3 条 前条第 1 号から第 9 号の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める 1 日当りの額に出席日数を乗じて得た額を支給する。

区 分	1 日当りの額	経 理 区 分
評議員選任・解任委員会 出席者	3,000 円	本 部 会 計
評議員会出席者	3,000 円	
理事会出席者	3,000 円	
監 査 会	3,000 円	
第三者委員会議出席者	2,000 円	施 設 会 計

ただし、理事会と監査会が同日開催の場合は、重複支給しない。

2. 前条第 6 号の業務の場合は、費用弁償として「社会福祉法人輝福社会職員旅費規程」を準用し、施設長の旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料）に相当する額の旅費を支給する。

- 3 前条第 8 号の業務の場合は、費用弁償として「社会福祉法人輝福社会職員旅費規程」を準用し、主任の旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料）に相当する額の旅費を支給する。
- 4 旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。
ただし、施設職員が代理に法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として当該職員の「社会福祉法人輝福社会職員旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。
- 5 前条第 9 号の業務の場合は、業務内容に応じて、前 2 項に規程する額を支給する。

（適用除外）

- 第 4 条 施設職員であって法人の役員を兼務する者については、第 2 条第 1 号から第 5 号の業務の場合は、この規程は適用しない。
ただし、止むを得ず当該法人の施設外で行う場合は、前条第 2 項または第 3 号により支給する。

（雑 則）

- 第 5 条 この規程に定めない事項については、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 19 年 2 月 10 日より部分改定し、施行する。
3. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より部分改定し、施行する。